

<資料提供>

令和4年6月27日
農林水産部里山振興室
池、山口
TEL : 076-225-1673 内線 : 4645

令和4年度イノシシ被害防止強化月間について

1 概要

イノシシによる農作物被害の過半が水稲被害であるため、水稲の収穫期前に、しっかりとした被害防止対策が講じられるよう、穂が実り始める7月、8月を、「イノシシ被害防止強化月間」と位置付け、集落全体で「周辺環境の管理」・「防護柵の点検」・「捕獲の強化」に取り組むよう、呼びかけています。

2 実施期間

令和4年7月1日（金）～8月31日（水）

3 問い合わせ先

イノシシ等の被害対策に関するご質問、ご相談は、お住まいの市町の鳥獣対策担当課までお問い合わせ下さい。

〈イノシシ被害防止強化月間に関するお問い合わせ先〉

石川県農林水産部里山振興室 電話 076-225-1673 FAX 076-225-1618

7月・8月は

イノシシ被害防止 強化月間！！

環境管理

イノシシを「寄せ付けない」

収穫後の残さ等は放置しない！
草刈りをして見晴らしをよくしよう！

防護

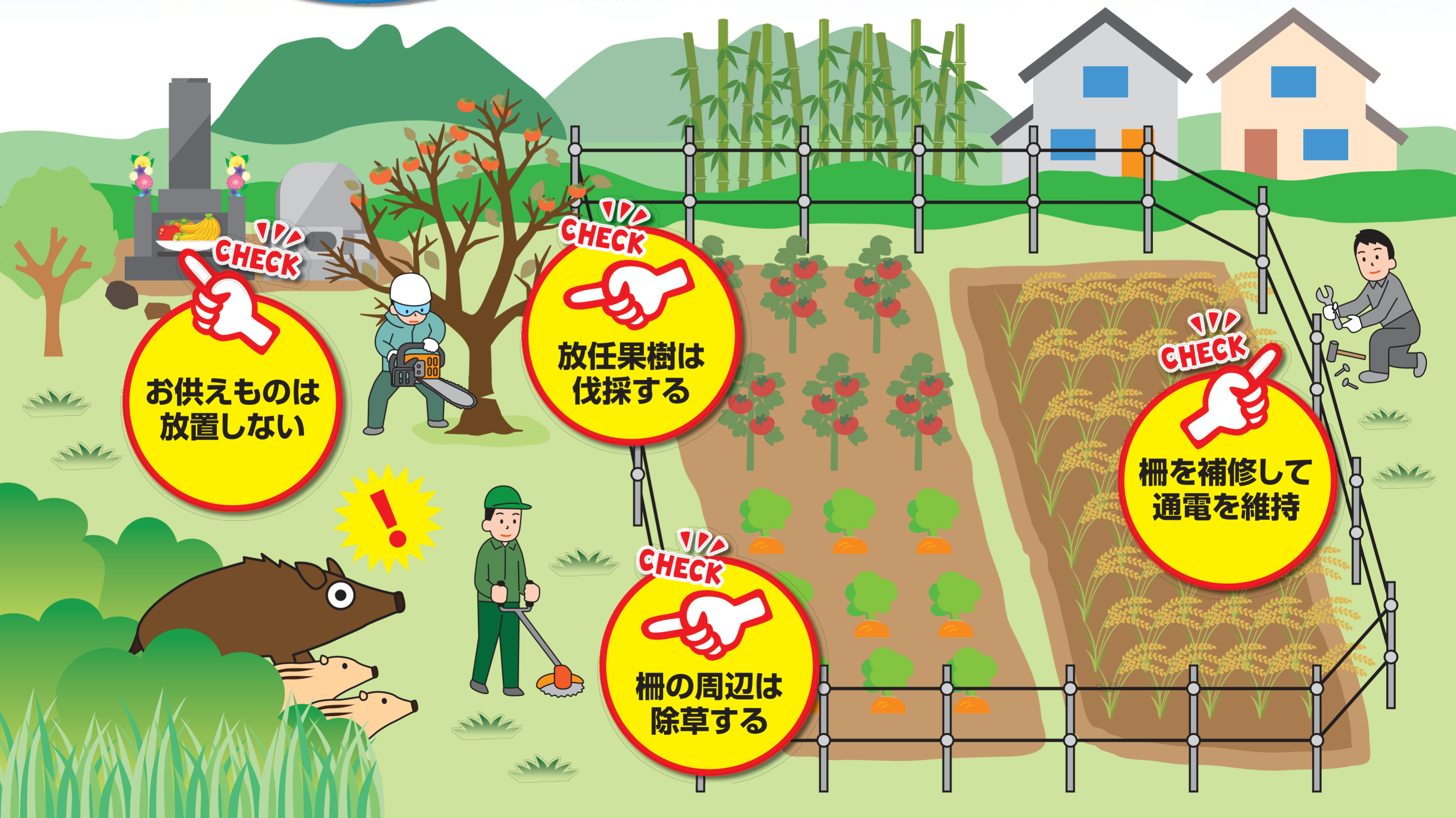
イノシシから「守る」

防護柵の点検・電圧のチェックはこまめに！

捕獲

イノシシの「数を減らす」

成獣のメスを含む群れで捕まえよう！
地域で協力しよう！



石川県農林水産部里山振興室